



市営住宅に入居する子育て世帯等の家賃助成について！

(申請受付：令和4年4月1日～令和5年3月31日) ※詳細は「住宅課 (055-237-5812)」にお問い合わせください。

甲府市では、「子ども最優先のまちづくり」の一環として、また、市営住宅での幅広い年齢層の居住による地域コミュニティの活性化を目的に、本市が指定する市営住宅の空き部屋において入居申込みを受付け、その後、実際に入居した「子育て世帯及び新婚世帯」を対象に、実質家賃の1/2以内かつ上限額2万円の家賃助成を、3年間実施しています。

甲府市への移住を考えている子育て世帯の皆さん、また、新婚生活の場を探している新婚世帯の皆さん、「子育て環境の整った甲府市の市営住宅での生活」を検討されては、いかがですか？ なお、助成候補者については、申込み順に決定させていただきます。



市営住宅子育て世帯等応援家賃助成制度

1. 助成対象者（主要件）

- (1) 市営住宅・特別市営住宅・特定市営住宅において、甲府市市営住宅条例で定める収入等の制限を超えないこと。
- (2) 令和4年4月1日以降に市営住宅等に入居するため、賃貸借契約を締結した子育て世帯又は新婚世帯の契約者。ただし、申請日までの1年以内に市営住宅に居住していた者がいる世帯は除く。
- (3) 世帯全員が市町村民税又は特別区民税を滞納していないこと。
- (4) 生活保護法による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 助成決定から3か月以内に入居する世帯であること。

2. 助成金

助成金の交付月額、実質家賃の1/2以内かつ上限額2万円。

3. 助成期間

家賃助成を行う期間は、助成を開始した月から36月を限度とする。

4. 助成決定までの流れ

- (1) 助成金交付希望者は、「助成希望届」「入居申込書」を市長に提出しなければならない。
- (2) 「助成希望届」を提出した順に助成金の交付を受けられることができる候補者を決定する。
- (3) 候補者は、賃貸借契約書とともに「交付申請書一式」を市長に提出しなければならない。提出後、内容審査し、助成決定する。

※随時募集のため、対象住宅がなくなり次第募集が終了となりますのでご了承ください。

5. 募集期間

令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

6. 助成金の請求

助成金の請求は、年2回とする。

- (1) 4月～9月に属するもの⇒9月1日から10月15日までの間
- (2) 10月～3月に属するもの⇒3月1日から4月15日までの間

用語説明

子育て世帯：中学生以下の子どもがいる世帯

新婚世帯：婚姻の届出後5年以内で、夫婦いずれも50歳未満の世帯

実質家賃：賃貸借契約書に定められた賃借料から勤務先などから支給される住宅手当等を除いた家賃



◇対象市営住宅等一覧

地域	名称	地域	名称
東	善光寺団地	南	後屋団地
	里吉団地		大里北団地
西	荒川団地	北	大里南団地
	南西第二団地		宮塚団地